

明德寺川の自然を守る会規約

(名称)

第1条 この会は、明德寺川の自然を守る会と称する。

(目的)

第2条 この会は、明德寺川及びその流域のため池の総合的な水質浄化対策及び水辺創造事業を円滑に行うため、明德寺川の自然を守る会「以下（自然環境を守る会）という。」を設置し、住民が憩うことのできるような「うるおいのある水辺づくり」などを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 自然環境を守る会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生物多様性確保のためのビオトープづくり
- (2) 明德寺川沿いへの植樹活動
- (3) 流域の樹林地保全のための里山づくり
- (4) 河川美化運動
- (5) 企業・家庭排水に係る水質浄化活動
- (6) 環境改善に関する講演会・講習会及びPR・啓発活動
- (7) ホテル及び環境保全に関する調査研究事業
- (8) その他自然環境を守る会の目的に資する事業

(会員)

第4条 自然環境を守る会の会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 自然環境を守る会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人・団体会員 自然環境を守る会の目的に賛同して入会した法人・団体
- (3) その他 会長が認めた者

(入会)

第5条 自然環境を守る会の趣旨に賛同し、会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書（別記様式）により申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(役員及び任期)

第6条 自然環境を守る会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 自然環境を守る会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 1名 会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 書 記 1名 会議資料及び会議記録の作成を行う。
- (4) 会 計 1名 会計を処理する。

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、役員の改選に当っては、新役員が選出され

【資料 1】

るまでの間は、旧役員がその任に当るものとする。

4 役員の移動があった場合の後任者の任期は、前任者の再任期間とする。

5 自然環境を守る会に会長の承認により顧問を置くことができる。

6 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会議)

第7条 自然環境を守る会の会議は、総会、臨時会及び役員会とする。

(1) 総 会 年1回会長が召集し、自然環境を守る会の運営に関する重要事項を決定する。

(2) 臨時会 役員会が必要と認めたときに会長が召集する。

(3) 役員会 必要な都度、会長が召集し、重要事項及び事業の企画・立案を行う。

2 会議の議長は、会長がその任にあたるものとする。

(会費)

第8条 自然環境を守る会を運営するため、会員は会費を負担するものとし、その額は総会で決定する。

(会計年度)

第9条 自然環境を守る会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第10条 自然環境を守る会の規約は、総会において出席会員の過半数の賛成により改正することができる。

(庶務)

第11条 自然環境を守る会の庶務は、環境保全に関する事務を所管する課において行う。

(報告)

第12条 自然環境を守る会の庶務は、第3条の事業実施内容を毎年度末、第4条の会員及び第5条の入会者を毎年度1回町長に報告する。

附 則

この規約は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年7月1日から施行する。

【資料 1】

別記様式

個 人

明徳寺川の自然を守る会入会申込書		
住 所	東浦町 字	番地
氏 名		
電話番号	—	

法人及び団体

住 所	東浦町 字	番地
法人及び団体		
電 話 番 号	—	
氏 名		

※代表者名は、氏名の前に◎をつけてください。